

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年7月18日

議会訓令第2号

最終改正 平成30年11月1日

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）の公印の保管、使用その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 広域連合議会の公印は、広域連合議会印及び職印の2種類とする。

(公印の名称及びひな型等)

第3条 公印の名称、ひな型、寸法、字体、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第4条 議会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印新調（改刻、廃止）届（別記様式）により、議会事務局長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定による決裁を受けた後、公印を新調し、又は改刻したときは、直ちに当該公印を議会事務局長に提示しなければならない。

3 総務課長は、改刻又は廃止により不要となった公印を当該公印を廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

4 前項の保存期間を経過したものは、焼却又は裁断等の方法により廃棄するものとする。

(公印の登録)

第5条 総務課長は、公印を登録し、これを整理するため、公印台帳を備え付けなければならない。

2 総務課長は、前条第2項の規定により提示した後、直ちに当該公印を公印台帳に登録しなければならない。

3 総務課長は、前項に定める場合のほか、公印の名称等の変更により公印台帳の記載内容を変更する必要があるときは、速やかに公印台帳を整備しなければならない。

(公印の保管及び使用)

第6条 総務課長は、公印保管の責めに任ずるとともに、その使用は、総務課長自らの責任において行うものとする。ただし、定例又は軽易なものについては、事務局の職員の中から、公印取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指名し、これを行わせることができる。

- 2 総務課長（前項に規定する取扱責任者を含む。第4項及び次条において同じ。）は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。
- 3 総務課長は、公印使用簿を備え付けなければならない。
- 4 公印を使用しようとするときは、次条に定めるところにより、総務課長の承認を受けなければならない。

(公印使用の承認)

第7条 公印を使用しようとするときは、公印を押そうとする決裁文書及びその他の証拠書類に公印使用簿を添え、総務課長に提示して、その承認を受けなければならない。

- 2 総務課長は、公印の使用を差し支えないと認めたときは、公印使用簿に認印を押さなければならない。

(公印の事故届)

第8条 総務課長は、その保管に係る公印について盗難、紛失又は偽造等の事故があったときは、直ちに公印事故届により事務局長に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長の事務局の例によるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月18日から施行する。

附 則（平成20年2月18日議会訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成20年2月18日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から平成20年3月31日までの間は、この訓令の規定中「総務課長」とあるのは「事務局次長」とする。

附 則（平成 30 年 11 月 1 日議会訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	ひな型	寸法 (ミリメートル)	字体	使用区分	個数
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会印	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会印	方37	てん書体	広域連合議会名による公文書用	1
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議長印	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議長印	方28	てん書体	広域連合議会議長名による公文書用	1
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会副議長印	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会副議長印	方26	てん書体	広域連合議会副議長名による公文書用	1
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会仮議長印	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会仮議長印	方26	てん書体	広域連合議会仮議長名による公文書用	1
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会事務局長印	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会事務局長印	方24	隸書体	広域連合議会事務局長名による公文書用	1

## 公印新調（改刻、廃止）届

年 月 日

広域連合議会事務局長 殿

広域連合議会事務局総務課長

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の公印について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会公印規程第4条第1項の規定により、下記のとおり新調（改刻、廃止）したいので届け出ます。

### 記

区 分	<input type="checkbox"/> 新調	<input type="checkbox"/> 改刻	<input type="checkbox"/> 廃止
新調（改刻、廃止）する理由			
公印の名称			
寸 法 （ミリメートル）			ひ な 型
字 体			
使 用 区 分			
個 数			
備 考			

備考 公印のひな型については、別紙添付による場合も可とする。